

○日向市放送大学入学奨励費補助金交付要綱

令和7年3月31日
告示第87号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の生涯学習の推進を図るため、放送大学入学奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、[補助金等の交付に関する規則\(昭和46年日向市規則第8号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、放送大学学則(平成22年放送大学学則第1号)別表第6備考2に規定する集団入学による入学料の適用を受けた者を除く。

- (1) 市内に住所を有し、放送大学に入学している者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) [日向市暴力団排除条例\(平成23年日向市条例第23号\)第2条第3号](#)に規定する暴力団関係者でない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、放送大学の入学料の額(補助金を申請する年度に入学した者に係る入学料に限る。)の2分の1の金額とする。

(添付書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、放送大学に入学した年度の年度末までに、[規則第3条](#)に定める補助金等交付申請書に[次の各号](#)に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 放送大学の学生証の写し
- (2) 放送大学の入学料の領収書の写し

(委任)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。